

2015年7月16日

各 位

会 社 名 ソ ニ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 平 井 一 夫
(コード番号 6758 東証 第1部)
問 合 わ せ 先 財 務 部 V P 村 上 敦 子
(TEL:03-6748-2111(代表))

公募等に係る発行新株式数の確定に関するお知らせ

ソニー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2015年6月30日付の代表執行役 社長 兼 CEO の決定による新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 7,200,000株

<ご参考>

1. 公募等による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 87,200,000株

①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 32,000,000株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 48,000,000株

③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 7,200,000株

2. 今回の公募等による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 1,170,057,560株 (2015年5月31日現在)

公募等による新株式発行に伴う増加株式数 87,200,000株

公募等による新株式発行後の発行済株式総数 1,257,257,560株

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）により、4,800,000株を上限として、2015年8月18日に、当社普通株式が追加で発行される場合があります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 300,134,480,000 円について、1,880 億円を 2016 年 9 月末までにデバイス分野における積層型 CMOS イメージセンサーの総生産能力を現在の約 60,000 枚/月から約 87,000 枚/月に増強する設備投資資金に、残額を 2016 年 9 月末までにデバイス分野におけるモバイル・一眼カメラ向け等 CMOS イメージセンサーの画質向上に寄与する新規画素構造や更なる高速化と高解像度を実現する積層構造の進化に関する研究開発費に充当する予定です。

なお、手取金の使途の詳細につきましては、2015 年 6 月 30 日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。